

南相馬市一円融合の地域活性化条例（素案）及び 南相馬市一円融合の地域活性化条例施行規則（素案）の概要

1 背景

本市は、東日本大震災及び原発事故により、居住人口が大きく減少し、地域活動の維持が困難になった地域や避難者が新たに移り住んできたことによる新たなコミュニティの形成が必要な地域があるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化したことから、その活性化の取組が求められている。

特に、高齢化が顕著になった地域においては、令和元年東日本台風のような大規模災害等を地域の支え合いでどう乗り越えるかという課題もある。

特に、地域社会の基盤である行政区への市民の自主的な加入や活動の参加の促進による活性化が必要であり、そのための市・市民等の役割等を条例で定め、市民が一体となって互いに支えあう安全安心な地域づくりを目指すものである。

2 南相馬市一円融合の地域活性化条例（素案）の概要

（1）条例制定の趣旨【第1条】

この条例は、南相馬市自治基本条例第10条に基づき、行政区が地域社会の基盤であることを踏まえ、市民の行政区への加入及び参加を促進することについて基本理念を定め、市・市民・行政区・事業者・住宅関連事業者の役割を明らかにして、報徳仕法の一円融合の教えをもって安全安心な地域社会の形成に資することを目的とする。

《南相馬市自治基本条例》

第10条 コミュニティは、主体的にまちづくりへの参加に努めます。
2 市民及び執行機関は、コミュニティがまちづくりを推進していく上で重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、育てるよう努めます。

（2）定義【第2条】

市民 市内に住民登録又は居所を有する者

事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人または個人

住宅関連事業者 市内における住宅の販売若しくは賃貸（これらの代理又は媒介を含む。）又は建築若しくは管理を業として行う者

行政区 南相馬市行政嘱託員の設置に関する条例（平成18年南相馬市条例第17号）第2条に定める区域内で地域自治を目的に地縁に基づいて形成し、組織された団体

《南相馬市行政嘱託員の設置に関する条例》

(区及び区域)

第2条 前条に定める行政区及び区域は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

小高区

区名	区域
一区	藤木一丁目・二丁目、上町一丁目・二丁目の一部、西町一丁目、西町二丁目の一部、仲町一丁目の一部、関場一丁目の一部
【以下略】	【以下略】

(3) 基本理念【第3条】

市民が行政区への加入及び参加を進めるため、以下の4点を基本理念とする。

- 行政区の活動は、安全で安心な住みよい地域づくりとして重要であるという基本的認識の下に行われること
- 市民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力により、地域の一員として自主的かつ主体的に活動することで、地域のつながりを強めるものであること
- 市、市民、行政区、事業者、住宅関連事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下に、協働して取り組まれること
- 行政区活動の促進には、多様な主体の活動との連携を図るよう努めること

(4) 役 割

①市の役割【第4条】

- 市は、市民が行政区に主体的に加入し、及び参加し、行政区を組織するために必要な支援を行う。
- 市は、行政区の活動がその加入する市民の自主性及び主体性が発揮されるよう配慮する。
- 市は、行政区活動に必要な情報の提供に努める。

②市民の役割【第5条】

- 市民は、行政区の活動の重要性を理解し、自らが居住する地域の行政区に加入するよう努める。

- 市民は、行政区が行う活動に理解と協力をし、その活動に主体的かつ積極的に参加することに努める。

③行政区の役割【第6条】

- 行政区は、地域の実情及び意見を踏まえ、身近な課題の解決に努める。
- 行政区は、当該地域内に居住する市民の誰もが参加しやすく開かれた活動の実施及び当該活動への参加の呼びかけ等を通じて、市民の自発的な行政区への加入等を促進するよう努める。
- 行政区は、市民にその活動に関する情報を提供するよう努める。

④事業者の役割【第7条】

- 事業者は、行政区の活動の重要性を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の行政区の活動に積極的に参加し、及び協力するよう努める。
- 事業者は、従業員がその居住する地域の行政区に加入すること、及び活動に参加することに配慮するよう努める。

⑤住宅関連事業者の役割【第8条】

- 住宅関連事業者は、行政区への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努める。

(5) 名簿の提供【第9条】

行政区活動の中で必要な情報として、市が行政区の代表者に次の情報を提供することができることとする。

- 災害時において避難支援を行うために必要な市民情報
- 災害時において所管行政区管内の被災者、被災状況を確認するために必要な市民情報

(6) 名簿提供のフロー

- ① 行政区が「行政区活動名簿提供申出書」を市に提出【施行規則第4条】
- ② 行政区が「名簿管理者」及び「名簿閲覧者」を指定し、「名簿管理者及び名簿閲覧者届出書」を市に提出【施行規則第6条】



- ① 市が審査し、適正な管理ができ、かつ相当と認められるときは、住民基本台帳の閲覧台帳に基づく対象者名簿を提供【施行規則第4条第2項】



- ① 行政区が名簿の目的を達成したときは、速やかに名簿を市に返却【施行規則第12条】

行政区による 名簿の管理について

- 名簿閲覧者による名簿の閲覧は、名簿管理者の許可を受け、名簿管理者の管理の下で閲覧させること【施行規則第8条】
- 名簿管理者は、市から提供を受けた名簿を施錠管理が可能な場所で保管管理すること【施行規則第9条】
- 名簿の提供を受けた目的以外の目的のため名簿を管理、閲覧し、名簿を自ら利用し、又は第三者にこれを提供してはならない【施行規則第10条】
- 市から提供を受けた名簿が火災及び自然災害の滅失、または盗難等による紛失、漏洩が発生したときは、速やかに市長に報告し、事故報告書を提出しなければならない【施行規則第11条】

3 スケジュール

期 日	項 目
1月15日～2月 3日	パブリックコメント
1月18日～1月21日	地域協議会
2月18日	庁議
3月	市議会
4月 1日	条例施行